

平成29年度一般会計補正予算(第3号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予 算 額	左 の 内 訳		備 考
		特 定 財 源	一 般 財 源	
9 地方特例交付金	6,428		6,428	
10 地方交付税	69,713		69,713	普通交付税
12 分担金及び 負担金	2,610	2,610		農林水産施設災害復旧費分担金
14 国庫支出金	450	450		介護保険事業費補助金 6,000 耕地等災害復旧費補助金 1,450 地域子供の未来応援交付金 △7,000
15 府支出金	5,000	5,000		福祉医療費助成制度システム改修費等補助金
19 繰越金	99,122		99,122	純繰越金
20 諸収入	466	466		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 返還金
補正額 A	183,789	8,526	175,263	
補正前の予算額 B	89,334,893	32,682,852	56,570,310	
補正後の予算額 A + B	89,518,682	32,691,378	56,745,573	

平成29年度一般会計補正予算(第3号)総括表

(歳出)

(単位：千円)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
1 議 会 費	△ 3,955	△ 3,955					
2 総 務 費	184,605	203,772	△ 18,465			△ 702	
3 民 生 費	17,595	△ 11,997	1,042		28,550		
4 衛 生 費	△ 7,825	△ 3,711	△ 755			△ 3,359	
6 農 林 水 産 業 費	1,446	1,446					
7 商 工 費	△ 1,494	77	△ 1,571				
8 土 木 費	39,458	△ 22,959	1,122			61,295	
9 消 防 費	△ 17,991	△ 6,795	△ 523			△ 10,673	
10 教 育 費	△ 34,806	△ 15,362	△ 18,687			△ 757	
11 災 害 復 旧 費	6,756					6,756	
補 正 額 A	183,789	140,516	△ 37,837		28,550	52,560	
補正前の予算額 B	89,334,893	14,618,163	16,683,138	26,640,047	7,367,796	8,360,134	15,665,615
補正後の予算額 A + B	89,518,682	14,758,679	16,645,301	26,640,047	7,396,346	8,412,694	15,665,615

12月補正予算の内容について

1 基本方針

国府補助金の追加等の財源を活用し、台風18号等の豪雨によって被災した農地の災害対応や重度障害者医療費助成制度に係る自動償還システムの構築費、介護給付費適正化に向けたケアプラン点検に係る委託料を追加する。

また、当初予算から増額となった普通交付税や純繰越金等を活用し、療育体制の再編に向けた準備経費を措置するとともに、障害者グループホームの開設補助やひとり親家庭の学習生活支援体制の充実など、直面する行政課題等に適切に対応した事業を追加する。

なお、市民生活の安全安心及び公共工事の品質の確保に向け、道路維持等の工事費を追加するとともに、年度内に完了しない事業についての繰越明許費の設定や指定管理料について、債務負担行為を設定する。

2 主な内容

(1) 台風・豪雨による災害対応

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
台風18号等の豪雨災害		6,756	4,060	2,696
農地の災害復旧 【繰越明許費】 【農とみどり推進課】	平成29年9月に発生した台風18号の豪雨等により被災した農地の災害復旧を行う。 被災件数：12件（被害総額 21,756） 補正額 6,756 = 補正後 26,756 - 補正前 20,000 【財源：耕地等災害復旧費補助金(国)、災害復旧費分担金】	6,756	4,060	2,696
台風21号による災害		15,235		15,235
道路・交通安全施設等の災害対応 【道路交通課他】	平成29年10月に発生した台風21号により被災した道路・交通安全施設等の災害対応を行う。	15,235		15,235
合 計		21,991	4,060	17,931

(2) 国・府の補助金を活用する事業

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
障害者施策の充実		4,990	2,495	2,495
重度障害者医療費助成制度における自動償還システムの導入 【障害福祉課】	申請手続きの負担軽減等を図るため、重度障害者医療費助成制度において、一部自己負担額が月3,000円を超える場合に差額を自動償還するシステムを導入する。 稼働時期：平成30年7月（予定） 【財源：福祉医療費助成制度システム改修費等補助金（府）】	4,990	2,495	2,495
介護給付費の適正化		6,000	6,000	
適切なケアプランの作成に向けた点検・指導 【介護保険課】	サービス付き高齢者向け住宅等で提供される介護サービスの適正化を図るため、ケアプランの点検・指導を行う。 【財源：介護保険事業費補助金（国）】	6,000	6,000	
合 計		10,990	8,495	2,495

(3) 療育体制の再編、障害福祉の充実

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
療育体制の再編		2,805		2,805
療育体制（ばら親子教室・すくすく教室）の再編 【子育て支援課】 【保健医療課】	ばら親子教室とすくすく教室を再編成し、健診・保育・教育等、様々な場での気づきを適切に支援し、初期療育を行う新たな児童発達支援事業をこども健康センターで実施するにあたり、事務室の修繕等を行う。	2,805		2,805
障害者施設の充実		1,250		1,250
障害者グループホームの開設補助 【障害福祉課】	障害者の共同生活援助施設であるグループホームを開設する団体に対して、改修に係る費用を補助する。 ・特定非営利活動法人 エソラ (茨木市下穂積二丁目)	1,250		1,250
合 計		4,055		4,055

(4) 子どもの貧困対策の推進

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
学習生活支援体制の充実		780		780
学習・生活支援員の配置 【こども政策課】	ひとり親家庭の支援体制の充実を図るため、子どもの貧困対策等として学習・生活支援員を1名配置する。	780		780

(5) 安全安心の市民生活、公共工事の品質の確保

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
道路維持工事等の追加		54,000		54,000
道路維持・簡易舗装事業 [繰越明許費] 【道路交通課】	年間を通じた事業量や施工時期等の平準化を図ることにより、市民生活の安全安心、公共工事の品質を確保するため、道路維持及び簡易舗装に係る工事費について繰越明許費を設定し、平成30年度上半期の施工に向けた事業を追加する。	54,000		54,000

(6) 保育施設・高齢者施設等の環境改善

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
保育施設・高齢者施設等の改修		23,795		23,795
保育所、幼稚園、認定こども園の改修 【保育幼稚園総務課】	保育環境の向上、児童の安全安心の確保を図るため、保育所・幼稚園等において、複合遊具や園庭、手洗場等の改修を行う。	4,880		4,880
多世代交流センターの改修 【高齢者支援課】	利用環境の向上を図るため、葦原・沢池多世代交流センターにおいて、空調設備の改修を行う。	10,400		10,400
市民体育館の改修 【スポーツ推進課】	利用環境の向上を図るため、経年化が進む市民体育館柔道場の畳の張り替えを行う。	8,515		8,515

(7) 繰越明許費・債務負担行為

(単位：千円)

事業	内容等	金額 限度額
繰越明許費		
道路維持事業 【道路交通課】	年間を通じた事業量や施工時期等の平準化を図るにあたり、平成30年度上半期の施工に向けて計画的な発注を行うため	24,000
道路簡易舗装事業 【道路交通課】	年間を通じた事業量や施工時期等の平準化を図るにあたり、平成30年度上半期の施工に向けて計画的な発注を行うため	30,000
農林業施設災害復旧事業 【農とみどり推進課】	農地の被災件数が多く、年度内に事業が完了しないため	21,756
債務負担行為		
市民活動センター指定管理料 【市民協働推進課】	市民活動センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕平成30年度～平成34年度 〔限度額〕75,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	75,000千円 及び市が必要と認める 事業実施経費
コミュニティセンター指定管理料 【市民協働推進課】 【7・8頁参照】	コミュニティセンターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕平成30年度～平成32年度 〔限度額〕174,000千円	174,000
障害者就労支援センターかしの木園指定管理料 【障害福祉課】	障害者就労支援センターかしの木園の指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕平成30年度～平成34年度 〔限度額〕93,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	93,000千円 及び市が必要と認める 事業実施経費

(単位：千円)

事業	内容等	限度額
障害者生活支援センターともしび園 指定管理料 【障害福祉課】	障害者生活支援センターともしび園の指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕平成30年度～平成34年度 〔限度額〕478,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	478,000千円 及び市が必要と認める事業実施経費
障害福祉センター ハートフル 指定管理料 【障害福祉課】	障害福祉センターハートフルの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕平成30年度～平成34年度 〔限度額〕575,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	575,000千円 及び市が必要と認める事業実施経費
子育てすこやかセンター指定管理料 【子育て支援課】	子育てすこやかセンターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕平成30年度～平成34年度 〔限度額〕110,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	110,000千円 及び市が必要と認める事業実施経費
里山センター 指定管理料 【農とみどり推進課】	里山センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕平成30年度～平成34年度 〔限度額〕70,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	70,000千円 及び市が必要と認める事業実施経費

コミュニティセンターの指定管理料等について

1 現状の管理運営における課題

- ・繰越金等の運用において、これまで明確な基準を提示できていなかったことにより館によってその規模にばらつきが生じているとともに、指定管理料で措置すべき範囲が不明確となっている。
- ・指定管理料の算定が利用料金収入に基づくものとなっており、館の運営等に要する経費（歳出）をベースとした算定となっていない。

2 見直しの方向性・内容

現状の課題を踏まえ、さらなる地域活動の推進 (①) に向け、繰越金等の活用内容等を明確化するとともに、各館の持続可能な自立した運営の確保 (②) や 利用者の利便性・安全性の向上 (③) を目的として、指定管理料の適正化を図る。

【繰越金・積立金の活用の明確化】

(1) 活用内容の明確化

これまで大規模修繕等に対応するために管理・運用されてきた各館の繰越金・積立金については、地域活動の推進や利用環境の充実等に資する財源として明確化し、より一層の活用を図る。なお、今後、施設の維持管理等に係る経費は、市が計画的に予算措置を行う。【対応①】

(2) 活用額の設定

運用基準において上限額を設定し、統一した運用を図るとともに、上限額を超えた場合は地域活動費等に充当するなど、さらなる地域振興のための財源として活用を奨励する。【対応①】

上 限 額：繰越金 500 万円、積立金 200 万円

※現状において上限額を超えている館は、地域活動費等に充当し、それでもなお収支が出る場合は、超過分は市へ返還。

【指定管理料の算定の適正化】

(3) 館の運営に必要な標準経費を措置（歳出）

従来の利用料金収入に基づく算定方法から、館の運営に必要な受付員の報償費や光熱水費、消耗品費等の標準経費を適切に措置した歳出経費に基づく算定方法へと変更する。【対応②】

(4) 利用料金収入を実績額の 90% で算定（歳入）

歳入における利用料金収入を実績額（過去 5 年平均）の 90% で積算する仕組みとすることにより、指定管理料が増えることなどから、管理運営に係る経費を確保し、運営の安定化や地域活動のさらなる推進を図る。【対応①・②】

(5) 利用区分間・夜間の体制を整備

利用区分の合間の時間帯（12～13 時、18 時～19 時）に鍵を受け渡すための体制を整備することによる利用者の利便性の向上にくわえ、閉館時間（20～21 時）の施錠等を行う体制も整備することにより、各館の安全性を確保する。【対応①・③】

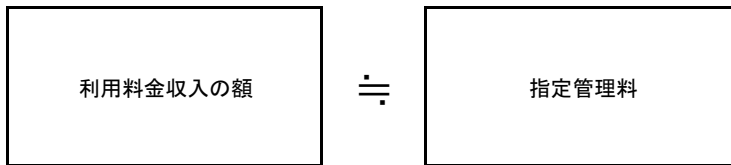
※年間利用者数が多い館（4 万人を超える館）は、配置をさらに 1 時間延長可とする。

3 見直しの検証期間

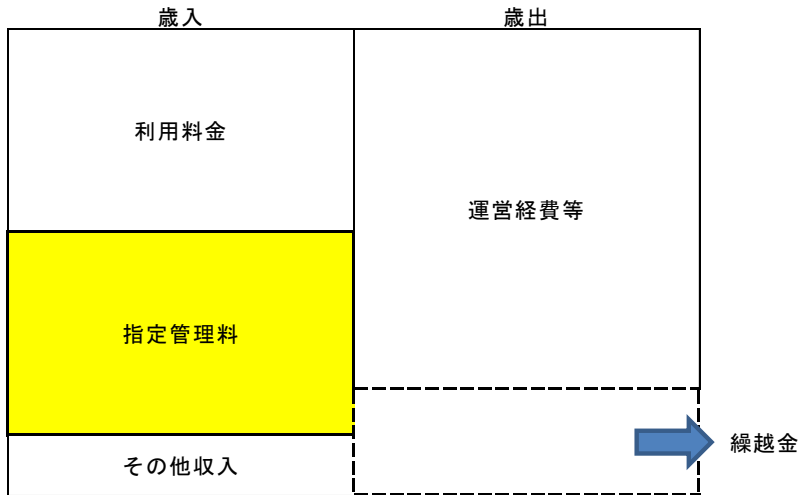
上記の見直しについては、指定管理期間（平成 30～32 年度）で検証しつつ、整理・適正化を図る。

○指定管理料の見直しのイメージ

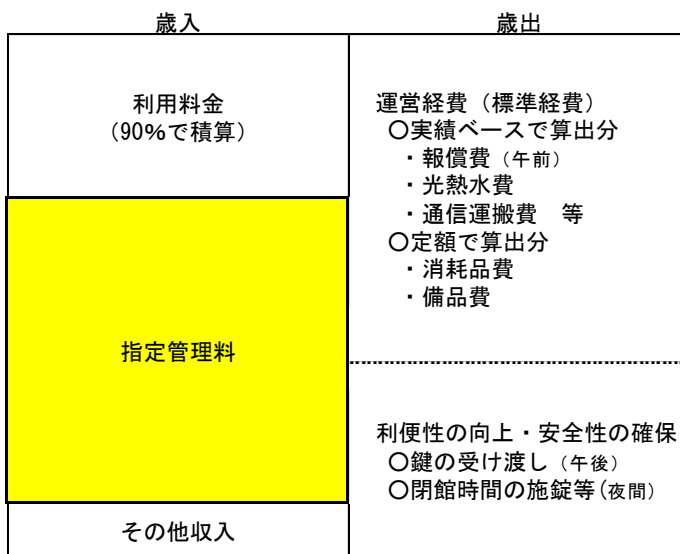
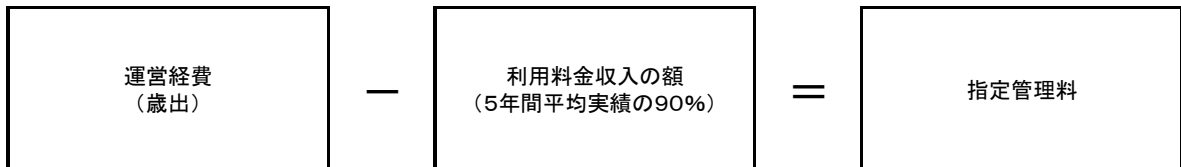
【現状の指定管理料の考え方】



・館の運営経費（歳出）に見合った指定管理料となっていないケース



【今後の指定管理料の考え方】



※1 収支において、余剰が発生した場合は上限額まで繰越金に積立て可。

※2 上限額を超えた場合は、地域活動費等に充当しさらなる地域活動の推進を図る。